

秋田県公報

目次

- 入会林野整備計画の認可申請を適当とする旨の決定(三九
九・北秋田振興局農林部)……………1
- 公安委員会告示
- 警備員指導教育責任者に係る講習会の実施(九〇・生活安
全企画課)……………1

告 示

秋田県告示三百九十九号

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律(昭和四十一年法律第百二十六号)第六條第一項の規定により、阿仁萱草入会林野整備組合組合長武田弘からなされた入会林野整備計画に係る申請を適当と決定したので、同條第四項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十年九月二十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 申請年月日 平成二十年九月三日
- 二 縦覧に供すべき書類の名称 阿仁萱草入会林野整備計画書(写し)
- 三 縦覧期間 平成二十年九月二十二日(月)から同年十月二十一日(火)まで
- 四 縦覧場所 北秋田地域振興局農林部森づくり推進課及び北秋田市阿仁支所産業建設課

公安委員会告示

秋田県公安委員会告示第90号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「講習」という。)を実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。)第2条の規定に基づき、公示する。

平成20年9月22日

秋田県公安委員長 芳 賀 京 子

1 講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第1号に規定する警備業務(以下「1号警備業務」という。)

2 講習の種類別

(1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「指導教育責任者資格者証等」という。)の交付を受けていない者に対して行う講習(以下「新規取得講習」という。)

(2) 1号警備業務以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者に対して行う講習(以下「追加取得講習」という。)

3 実施期間

(1) 新規取得講習
平成20年11月11日(火)から同月20日(木)までの7日間(土曜日、日曜日及び月曜日を除く。)

(2) 追加取得講習
平成20年11月14日(金)から同月20日(木)までの4日間(土曜日、日曜日及び月曜日を除く。)

4 実施場所

秋田市御所野下堤五丁目1番1号 秋田県中央地区老人福祉総合エリア

5 受講定員

(1) 新規取得講習
30人

(2) 追加取得講習
10人

6 受講資格者

(1) 新規取得講習
受講資格者は、受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

ア 最近5年間に1号警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定

する1級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)

第1条第2項に規定する1級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)

カ 合格した者であつて、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に係る警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習

受講申込みを行う日において、1号警備業務の区分以外の警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「資格者証等」という。)の交付を受けている者であつて、(1)のいずれかに該当するもの

ア 事前申込み

(1) 予約受付

(ア) 講習を受けようとする者は、事前に予約専用電話(018-863-1111内線3043、3044)に電話し、講習の予約を行うこと。

なお、代理人による予約は受け付けない。

(イ) 電話予約は、平成20年10月6日(月)から同月8日(水)までの午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)の間に行うこと。

イ 留意事項

(ア) 受付時間外の電話予約は受け付けない。

(イ) 電話1回につき、1名の予約を受け付ける。

(ウ) 電話予約の受付期間内であつても、定員に達した場合は、その時点で受付を締め切る。

ア 受講申込書提出の手続

ア 提出要件

講習の申込みは、電話予約により予約番号を取得した受講申込者が行うこととし、郵送による申込みは認めない。

イ 提出期間

平成20年10月20日(月)から同月24日(金)までの午前9時から午後5時までの間

ウ 提出先

秋田市山王四丁目1番5号 秋田県警察本部生活安全全部生活安全企画課

エ 提出書類

(ア) 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通
写真1枚(申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦30センチメートル、横24センチメートルの写真)を貼り付けること。
(イ) 受講資格者に該当することを疎明する次のいずれかの書面 1通

2 前記6(1)アに該当する者

最近5年間に1号警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上であることを疎明する警備業者が作成する書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書

b 前記6(1)イに該当する者

1級検定(1号警備業務の区分に係るものに限る。)の合格証明書の写し
c 前記6(1)ウに該当する者

2級検定(1号警備業務の区分に係るものに限る。)の合格証明書の写し及び当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書

d 前記6(1)エに該当する者

旧1級検定(1号警備業務の区分に係るものに限る。)の合格証の写し

e 前記6(1)オに該当する者

旧2級検定(1号警備業務の区分に係るものに限る。)の合格証の写し及び当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書

f 追加取得講習を受講する者

上記aからeまでに掲げる書面のうちいずれか1通及び資格者証等の写し

(ウ) やむを得ない事由により代理人が申請する場合においては、本人からの委任状 1通

8 講習手数料

(1) 新規取得講習

47,000円

(2) 追加取得講習

23,000円

受講申込書を提出する際、秋田県証紙により納付すること。

9 その他

(1) 講習初日の受付時間は、午前8時30分から午前8時50分までとする。

(2) 講習には、筆記用具を持参すること。

(3) 講習終了後、筆記方式の修了審査を行い、講習に係る課程を修得したと認められる者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

(4) 講習の詳細については、秋田県警察本部生活安全全部生活安全企画課(電話018-863-1111内線3043、3044)に問い合わせること。

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(82)八七六六 FAX(83)〇〇〇五
E-mail:matsubarara@matsubararainatsu.co.jp

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄